

住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和 7 年 3 月 19 日受付、令和 7 年 5 月 14 日決定)

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張のうち別表に掲げる領収書 8 及び領収書 46 から領収書 55 までに係る部分については現時点において必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、その余の部分については請求人の主張に理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和 7 年 3 月 19 日

3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙 1 のとおりです。

4 監査委員の辞退

議員選出の清水監査委員及び大岩監査委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、両委員は本件請求の監査に加わっていません。

5 要件審査

監査委員は、令和 7 年 4 月 11 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和 4 年度及び令和 5 年度の政務活動費（別表に掲げる領収書 1 から領収書 62 までに係る経費に限る。）について、市長が不当利得返還請求権を行使せず、違法又は不当に財産

の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年4月15日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和7年4月21日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和7年4月17日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和7年4月21日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、自由民主党横浜市会議員団、日本共産党横浜市会議員団及び日本維新の会横浜市会議員団・無所属の会の所属議員（政務活動費の交付を受けた1名の議員）に対するヒアリング調査を監査対象局職員を通じて行いました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 政務活動費について

政務活動費は、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されています。

同項の規定では、政務活動費は、普通地方公共団体の議会における会派又は議員に交

付することができることとされ、政務活動費を交付する場合には、交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないこととされています。また、同条第 15 項は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面等をもって議長に報告することとされ、同条第 16 項では、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとすることが規定されています。

横浜市では、法の規定を受けて、横浜市政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 3 号。以下「条例」といいます。）を制定し、政務活動費の交付対象（条例第 2 条）、額（条例第 3 条第 1 項）、政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第 4 条及び別表）等を定めています。

また、条例では、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といいます。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」といいます。）を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならないこととなっています（条例第 6 条第 1 項）。

横浜市政会においては、「政務活動費の手引き」（以下「手引き」といいます。）を定めて、政務活動費に関する諸手続や政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方等を示しています。手引きには、毎年 4 月 30 日までに収支報告書及び領収書等の写しを議長宛てに提出することとし、その際に、残余金がある場合は市長宛てに返還すること、政務活動費は当該活動に実際に要した費用（実費）について充当することを原則とする（以下「実費充当の原則」といいます。）ことや、宿泊を伴う視察等における記録の保管の必要があること等が記載されています。また、当初提出した収支報告書に記載の支出金額の合計の範囲内で、収支報告書や領収書等の写しの訂正をすることができ、訂正可能期間は、収支報告書等の閲覧を請求することができる期間と同一の期間とすること並びに訂正の手続として、速やかに収支報告書等訂正届出書（以下「訂正届出書」といいます。）と訂正後の収支報告書及び訂正に伴い削除又は追加する領収書等の写しを議長宛てに提出し、訂正の結果、新たに残余金が生じた場合は、当該残余金を市長宛てに返還すること等が記載されています。

地方自治法（抜粋）

第 100 条 （第 1 項から第 13 項まで省略）

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。
- ⑯ 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（第 17 項から第 20 項まで省略）

横浜市会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（政務活動費の交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。）については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ交付する。

（政務活動費の額及び交付の方法）

第 3 条 政務活動費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）に対しては、月額 550,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対しては、月額 550,000 円を毎月交付する。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲等）

第 4 条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

- 2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。
- 3 会派又は議員は、政務活動費を前 2 項の規定に従って適正に使用しなければならない。

（収支報告書等の提出）

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

別表 (第4項第1項)

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費
研修費	研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
広報費	会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費
広聴費	会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費
要請・陳情活動費	国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費
会議費	意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
資料作成費	会派又は議員の活動に必要となる資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費
資料購入費	会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費
人件費	会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費
事務所費	会派又は議員の活動に要する事務所（附帯施設を含む。）の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費
事務費	会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費（リース料を含む。）

政務活動費の手引き（抜粋）

第2章 政務活動費に関する諸手続

1 会派で会派交付を選択する場合

年度終了後の手続

⑤ 毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び領収書等の写しを議長あて提出します。

※ その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長あて返還します。

2 会派で議員交付を選択する場合及び議員交付の場合

年度終了後の手続

③ 毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び領収書等の写しを議長あて提出します。

※ その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長あて返還します。

3 収支報告書及び領収書等の写しを訂正する場合（会派交付、議員交付に共通）

(1) 訂正の対象

ア 訂正できる範囲

当初提出した収支報告書に記載の支出金額の合計の範囲内で、収支報告書の支出金額及び支出項目並びに領収書等の写しの訂正をすることができます。

イ 訂正可能期間は、条例に規定する収支報告書等の閲覧を請求することができる期間と同一（5年間）とします。

訂正の手続

- ① 政務活動費収支報告書（規程第 5 号様式）及び領収書等の写しに訂正がある場合は、速やかに収支報告書等訂正届出書（規程第 6 号様式）と訂正後の政務活動費収支報告書（規程第 5 号様式）及び訂正に伴い削除又は追加する領収書等の写しを議長あて提出します。

※訂正の結果、新たに残余金が生じた場合は、当該残余金を市長あて返還します。

第 3 章 政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方

1 原則及び指針

原則・指針	説 明
(1) 省略	
(2) 実費充当の原則	政務活動費は、当該活動に実際に要した費用（実費）について充当することを原則とします。
(3) 省略	

4 政務活動費の支出に当たっての留意事項

(2) 交通費・宿泊費

（アからウまで省略）

エ 宿泊を伴う視察等について

(ア) 省略

(イ) 記録の保管

視察等を行った場合は、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。

(ウ) 省略

(2) 領収書 1 について

領収書 1 は、株式会社タウンニュース社（以下「タウンニュース社」といいます。）が令和 5 年 2 月 24 日付で発行した自由民主党横浜市会議員団宛ての広告掲載料に係る手書きの領収証です。令和 5 年 4 月 28 日付の自由民主党横浜市会議員団・無所属の会の収支報告書によれば、広報費が「市政報告会会費、市政報告広報代、印刷代、郵送代、HP 製作費、ポスティング料金、切手代」に支出されたことが記載されており、令和 4 年度領収書等添付様式の項目に「広報費」と記載されていることから、領収書 1 は、広報費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

手引きに定める「実費充当の原則」について、政務活動費を充当する時期を監査対象局に確認したところ、領収書等を提出することから、通常、領収日である支出時点と捉えており、裁判例を引用した上で、政務活動費については、支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要するものではないと説明しています。また、令和 5 年 2 月 24 日に翌年度の令和 5 年度の広告掲載料が支払われていることについては、計画的かつ効果的な広報のために掲載する枠を確保する必要がある場合もあるため、令和 5

年度中に発行される記事の掲載に令和４年度分の政務活動費を充当することができると説明しています。

なお、タウンニュースに広告記事を掲載することとした目的については、監査対象局を通じて自由民主党横浜市会議員団に確認したところ、地域密着型のフリーペーパーであり、新聞折り込みで、無料配布されているため、市政報告を伝えたい対象である地域の方々に読んでもらうことができる可能性が高いと考えられ、さらに、読者の約７割が家族で読んでいるというデータもあり、様々な層に対し、市会議員の取組の理解を図ることができる媒体であるためと説明しています。

監査委員において、領収書１に係る経費で掲載した令和５年５月１１日号、同年７月１３日号及び同年９月１４日号のタウンニュースの記事の提出を求めたところ、タウンニュース（戸塚区版）の当該号の提出がありました。記事には「横浜市会報告」との見出しが付されており、みなとみらい２１地区など市の施策に関する同議員団に所属する議員の活動報告及び当該議員の写真、連絡先が掲載されていました。

(3) 領収書２から領収書２７までについて

領収書２から領収書２７までは、令和５年５月１２日付ほか２５件の日本共産党横浜市会議員団に所属する全議員に係るタウンニュース社宛ての市政報告掲載料等の振込みに係る利用明細票です。令和６年４月３０日付の日本共産党横浜市会議員団の収支報告書によれば、広報費が「市政報告紙等作成・印刷・掲載費等」に支出されたことが記載されており、令和５年度領収書等添付様式の項目に「広報費」と記載されていることから、領収書２から領収書２７までは、広報費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

タウンニュースに市政報告記事を掲載する目的については、監査対象局を通じて日本共産党横浜市会議員団に確認したところによると、民主政治の成立には、市民の政治参加が不可欠であり、そのためには市民への情報提供は必須であるため、市会でどんな議論が行われているのか、市民からの付託を受けた議員としてどんな問題提起や主張等をしているのか、しっかり市民に返していくために、あらゆる機会を捉えて市政報告に力を入れていることから、一定の市民が目にしてしているタウンニュースへの記事掲載も、その手段の一つとして、必要に応じて行っていると説明しています。

領収書２から領収書２７までに係る経費で掲載したタウンニュースの記事の提出を求

めたところ、別表の領収書 2 から領収書 27 までの領収書番号に対応する同表「目的・内容等」欄に掲げる記事の提出がありました。領収書 8 を除く領収書番号に対応する記事には、おおむね「市政報告」との見出しが付されており、中学校給食など市の施策に関する日本共産党横浜市会議員団及び同議員団に所属する議員の活動、市会での活動の報告のほか、当該議員の写真、当該議員又は同議員団の連絡先が掲載されていました。

なお、領収書 8 に係る経費で掲載した記事は、本件請求を受けて、監査対象局を通じて日本共産党横浜市会議員団に確認したところ、確定申告相談会の周知を目的としたものであり、政務活動費を充てることができる経費ではなかったが、令和 5 年度に限って、確認が漏れ、誤って計上したとの説明がありました。

令和 7 年 4 月 16 日付で同議員団から令和 5 年度の収支報告書のうち領収書 8 を削除する旨の訂正届出書、訂正後の収支報告書及び訂正により削除する領収書 8 の写しが議長宛てに提出され、同月 25 日に市長に対して残余金 68,750 円が返還されました。

(4) 領収書 28 から領収書 45 までについて

領収書 28 から領収書 45 までは、令和 5 年 8 月 1 日付ほかで日本会議が発行した自由民主党横浜市会議員団の 18 名の議員宛ての「日本の息吹・メールマガジン他年間資料代」に係る領収証です。令和 6 年 4 月 30 日付の自由民主党横浜市会議員団の収支報告書によれば、資料購入費が「新聞代、書籍代、地図代、ネット購読料、政策資料代」に支出されたことが記載されており、令和 5 年度領収書等添付様式の項目に「資料購入費」と記載されていることから、領収書 28 から領収書 45 までは、資料購入費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

監査対象局を通じて自由民主党横浜市会議員団に確認したところによれば、領収書 28 から領収書 45 までの「年間資料代」にいう「他年間資料」とは、不定期に送付される書籍や研修会時の資料・報告書とのことです。「日本の息吹」は月刊誌であり、毎月郵送で届き、その他の雑誌等と同様、読み終わった後に必要なものは保管しているとのことです。年間資料の購読の目的は、横浜市会における政策立案の参考とするために国の動向やそれに対する多様な考えを調査する必要がありますが、月刊でタイムリーにこれらの情報が掲載されているため、調査研究の参考資料としているとの説明がありました。

(5) 領収書 46 から領収書 55 までについて

領収書 46 から領収書 55 までは、令和 5 年 9 月 4 日付ほかで一般社団法人倫理研究所が日本維新の会横浜市会議員団に所属し、政務活動費の交付を受けた 1 名の議員宛てに発行した令和 5 年 6 月分から令和 6 年 5 月分までの法人会費に係る領収書 10 件です。令和 6 年 4 月 30 日付の当該議員からの収支報告書によれば、研修費が「参加費等」に支出されたことが記載されており、令和 5 年度領収書等添付様式の項目に「研修費」と記載されていることから、領収書 46 から領収書 55 までは、研修費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

本件請求を受けて、領収書 46 から領収書 55 までに係る経費について、監査対象局を通じて当該議員に改めて確認したところ、同様の件に係る裁判についての情報を知り、疑義のある経費については計上するべきではないと判断したとの説明がありました。

令和 7 年 4 月 10 日付で当該議員から令和 5 年度の収支報告書のうち領収書 46 から領収書 55 までを含む令和 5 年 4 月分から令和 6 年 5 月分までの一般社団法人倫理研究所の法人会費に係る領収書 12 件を削除する旨の訂正届出書、訂正後の収支報告書及び訂正により削除する領収書 46 から領収書 55 までを含む令和 5 年 4 月分から令和 6 年 5 月分までの当該法人会費に係る領収書 12 件の写しが議長宛てに提出され、令和 7 年 4 月 25 日に市長に対して残余金 140,000 円（領収書 46 から領収書 55 までに係る 120,000 円を含む。）が返還されました。

(6) 領収書 56 から領収書 62 までについて

領収書 56 から領収書 62 までは、令和 5 年 7 月 26 日及び同月 27 日の自由民主党横浜市会議員団の 3 名の議員による鹿児島市への議員視察に係る宿泊費、入場料、ガソリン代、レンタカー代及び駐車場代に係る令和 5 年 7 月 27 日付領収書等 10 件です。令和 6 年 4 月 30 日付の自由民主党横浜市会議員団の収支報告書によれば、調査研究費が「調査研究にかかる高速代、電車代、タクシー代、駐車代、会費、視察経費」に支出されたことが記載されており、令和 5 年度領収書等添付様式の項目に「調査研究費」と記載されていることから、領収書 56 から領収書 62 までは、調査研究費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

監査委員において、当該議員視察について手引きに従い保管している書類・資料等の提出を求めたところ、「視察報告書」と題する文書の提出があり、自由民主党横浜市会

議員団に所属する３名の議員が鹿児島市役所、知覧特攻平和会館、鹿児島市観光農業公園等を視察したことが報告されていました。

なお、当該議員視察に係る入場料、ガソリン代及びレンタカー代については、監査委員において確認したところ、領収書 59-1 から領収書 61-2 までにより、３名中２人分の経費が調査研究費として報告されていました。

３ 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 領収書 1 について

領収書 1 は、広報費として報告された広告掲載料に係る領収証です。

監査委員において、領収書 1 に係る経費で掲載された記事の提出を求めたところ、提出があり、いずれも成果物が確実に作成されていることが認められました。

また、条例では、広報費について「会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費」と規定し、会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に必要であることをその要件としているところ、監査対象局を通じた自由民主党横浜市会議員団の説明によれば、タウンニュースへの「横浜市会報告」の掲載目的は、様々な年齢層への市会議員の取組に対する理解を図るためであり、掲載記事の内容も、議員個人の写真、連絡先が併せて掲載されているものの、その記事に占める割合から個人宣伝的要素は弱く、全体として会派や議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報することを目的とするものであると認めることができます。

請求人は、タウンニュース社への支払いに関して、令和４年度末の令和５年２月 24 日に翌年度分を支払っている事例があり、市に返還すべきである旨主張していますが、法その他の関係法令にそのような取扱いを禁止する定めがないため、政務活動費の交付を受けた各会派は、その自律的判断により、例えば、政務活動費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準を採用することも許されます（東京高等裁判所平成 22 年 11 月 5 日判決参照）。また、法第 208 条の定める会計年度独立の原則は、法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、

会派のように、本質的に任意団体としての性格を有する団体に適用ないし類推適用されるべき規定でないことは明らかです（名古屋地方裁判所平成 17 年 5 月 30 日判決参照）。

したがって、領収書 1 に係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

請求人は、領収証 1 について、「議員が 70 万円を超える」「高額を現金で支払うなど市民感覚としてありえない」「手書きの領収書」は「信用に値し」ない旨主張していますが、請求書中、これらの主張に係る部分は、請求人の主観に基づく意見であり、市長に違法又は不当な財産の管理を怠る事実がある理由を具体的に摘示したものとは認められません。

東京高等裁判所平成 22 年 11 月 5 日判決（抜粋）

政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務活動費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される。地方自治法その他の関係法令に、そのような取扱いを禁止する定めがないからである。

名古屋地方裁判所平成 17 年 5 月 30 日判決（抜粋）

地方自治法 208 条 1 項、2 項（及び 220 条 3 項本文）の定める会計年度独立の原則は、・・・地方自治法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、会派のように、本質的に任意団体としての性質を有する団体に適用ないし類推適用されるべき規定でないことは明らかである。

(2) 領収書 2 から領収書 27 までについて

領収書 2 から領収書 27 までは、広報費として報告されたタウンニュース社宛ての市政報告掲載料等の振込みに係る利用明細票です。

監査委員において、監査対象局を通じて日本共産党横浜市会議員団に領収書 2 から領収書 27 までに係る経費で掲載した記事の提出を求めたところ、提出があり、いずれも成果物が確実に作成されていることが認められました。

領収書 8 に係る経費で掲載した記事については、確定申告説明会の周知に関するものであることが確認されましたが、それについては、収支報告書に誤って計上したものであるとの説明がありました。令和 7 年 4 月 16 日付で同議員団から令和 5 年度分の訂正届出書及び訂正後の収支報告書が提出され、同日付訂正届出書による訂正理由は、「誤って計上したため」と記載されています。訂正後の収支報告書では、令和 5 年度の広報費の支出金額の合計が領収書 8 に係る経費 68,750 円分の減額がされており、差引額も同額分を増額する修正がされています。また、訂正後の収支報告書には、訂正により収

支報告書から削除する領収書 8 の写しが添付されており、納付書の領収印により、訂正により新たに生じた残余金 68,750 円が令和 7 年 4 月 25 日付で市長宛てに返還されたことが認められました。

領収書 8 に係る経費は、政務活動費を充てることができない経費が誤って収支報告書に計上されたものですが、同議員団から自主的に返還されたことから、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がありません。

条例では、広報費について「会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費」と規定し、会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に必要であることをその要件としているところ、監査対象局を通じた日本共産党横浜市会議員団の説明によれば、タウンニュースに市政報告記事を掲載する目的は、市民の市政参加のために必要な情報を提供するための一手段です。掲載記事の内容も、領収書 8 に係る経費で掲載した記事を除いては、議員個人の写真や議員又は会派の連絡先が併せて掲載されているものの、その記事に占める割合から個人宣伝的要素は弱く、全体として会派や議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報することを目的とするものであると認めることができます。

したがって、領収書 2 から領収書 27 まで（領収書 8 を除く。）に係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

なお、請求人は、「政務活動費がタウン誌掲載に過剰に使われている」旨主張していますが、条例で政務活動費を充てることができる経費の範囲内で使用されている限りにおいては、その交付額に占める用途ごとの割合を制限することはできないと解されます。そのため、請求書中、当該主張に係る部分は、市長に違法又は不当な財産の管理を怠る事実がある理由を具体的に摘示したものとは認められません。

(3) 領収書 28 から領収書 45 までについて

領収書 28 から領収書 45 までは、資料購入費として報告された日本会議の発行する年間資料代に係る領収証です。

監査対象局を通じて自由民主党横浜市会議員団に確認したところによると、領収書

28 から領収書 45 までに係る経費は、不定期に送付される書籍や研修会時の資料・報告書の購読代であり、「日本の息吹」は月刊でタイムリーに国の動向やそれに対する多様な考えが掲載されているため、横浜市会における政策立案の参考としているとのことです。

条例では、資料購入費について「会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費」と規定し、会派又は議員の活動のための必要性をその要件としていますが、会派又は議員の活動は多岐にわたり、個々の経費の支出が会派又は議員の活動に必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かです（最高裁判所平成 22 年 3 月 23 日判決参照）。この点について、当該年間資料の購入目的は前記のとおりであるところ、発行団体の関心を反映する観点からの国の動向や時局問題についての政策研究に関する情報の収集は、会派又は議員の活動に有用性がないとまではいえないものであって、条例で政務活動費を充てることができる経費であるとして支出したことは、議員の裁量の範囲内であるといえることができます。

したがって、領収書 28 から領収書 45 までに係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

なお、領収書 28 から領収書 45 までに係る経費について、請求人は、「20 名の議員が同じ資料を購入している」旨主張していますが、条例で政務活動費を充てることができる経費の範囲内で使用されている限りにおいては、その用途を制限することはできないと解されます。そのため、請求書中、当該主張に係る部分は、市長に違法又は不当な財産の管理を怠る事実がある理由を具体的に摘示したものと認められません。

最高裁判所平成 22 年 3 月 23 日第三小法廷判決（抜粋）

・・・資料購入費につき「議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」・・・と定めるなど、調査研究のための必要性をその要件としている。議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。

(4) 領収書 46 から領収書 55 までについて

領収書 46 から領収書 55 までは、研修費として報告された一般社団法人倫理研究所の法人会費に係る領収書です。

領収書 46 から領収書 55 までに係る経費について、監査委員が監査対象局を通じて領収書の宛名に記載されている議員に当該法人会費を支出して参加した活動内容を記録した書類等の提出や議員活動との関連性の説明を求めたところ、同様の件に係る裁判についての情報を知り、疑義がある経費は計上するべきではないと判断した旨の説明がありました。令和 7 年 4 月 10 日付で当該議員から令和 5 年度分の訂正届出書及び訂正後の収支報告書が提出され、同日付訂正届出書による訂正理由は、「会費を訂正するため」と記載されています。訂正後の収支報告書では、令和 5 年度の研修費の支出金額の合計が領収書 46 から領収書 55 までに係る経費 120,000 円を含む 140,000 円分の減額がされており、差引額も同額分を増額する修正がされています。また、訂正後の収支報告書には、訂正により収支報告書から削除する領収書 46 から領収書 55 までを含む令和 5 年 4 月分から令和 6 年 5 月分までの一般社団法人倫理研究所の法人会費に係る領収書の写しが添付されており、納付書の領収印により、訂正により新たに生じた残余金 140,000 円が令和 7 年 4 月 25 日付で市長宛てに返還されたことが認められました。

政務活動費については、会派又は議員に対し、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出することが義務付けられており、収支報告に係る各経費が政務活動費を充てることができる経費であることを適切な資料をもって議長に明らかにすることが求められています。本件請求に対し、領収書 46 から領収書 55 までに係る経費が政務活動費を充てることができる経費であることについて、適切な説明がなされないときは、会派又は議員の活動のための必要性に欠け、政務活動費を充てることができる経費に該当しないものであることが事実上推定されるというべきです。

しかしながら、領収書 46 から領収書 55 までに係る経費が当該議員から自主的に返還されたことから、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がありません。

(5) 領収書 56 から領収書 62 までについて

領収書 56 から領収書 62 までは、令和 5 年 7 月 26 日及び同月 27 日の自由民主党横浜市会議員団の 3 名の議員による鹿児島市への議員視察に係る領収書等です。

宿泊を伴う視察等については、手引きに従い、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておくことになっています。そのため、監査委員において、当該議員視察について手引きに従い保管している

書類・資料等の提出を求めたところ、「視察報告書」と題する文書の提出がありました。視察報告書には、活動目的の記載はありませんでしたが、視察年月日、視察先、対応者、参加者、視察内容等が記載されており、視察内容には、各視察先において、横浜市における富士山の大規模噴火時における火山灰処理、「GREEN×EXPO2027」のテーマとの連動、平和教育等の市の政策への結び付きについて記載されていました。

また、条例では、調査研究費について「市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費」と規定し、市の事務、地方行財政等に関する調査研究の必要性をその要件としているところ、事実証明書その5によれば、令和5年7月14日付で自由民主党横浜市議員団団長から訪問先の鹿児島市議会議長宛てに「議員視察について（依頼）」と題する依頼文が発出されており、火山灰対策や地産地消など、訪問先での質問項目が事前に検討され、調査研究の目的をもって視察を行ったことがうかがわれます。

このことから、領収書56から領収書62までに係る経費は、条例で政務活動費を充てることができないとされている政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動や議会活動には該当せず、全体として市の事務、地方行財政等に関する調査研究に関する交通費、宿泊費その他の経費であることが認められます。

そのため、領収書56から領収書62までに係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

4 結論

以上のことから、領収書8に係る経費は収支報告書に誤って計上されたことが確認され、領収書46から領収書55までに係る経費については政務活動費を充てることができない経費であることが事実上推定されますが、残余金の返還により、現時点においては、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、また、その余の部分については、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的に交付されているものです。

会派及び議員の調査研究活動等の内容、手段については、その広範な裁量的判断に委ねられている側面があることも確かです。しかし、政務活動費が公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することが求められています。

領収書 8 及び領収書 46 から領収書 55 までに係る経費については、本件請求を受けて再点検した結果、政務活動費を充てることができない経費又はそれが事実上推定される経費が収支報告書に計上されていることが判明し、収支報告書の提出から約 1 年経過後に収支報告書が訂正され、残余金が返還されたものです。

収支報告書に添付して議長に提出する領収書等の書類や報告事項の拡充を検討する等、会派又は議員がその使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

6 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和 7 年 4 月 11 日監監第 53 号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (3) 令和 7 年 4 月 22 日監監第 100 号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

別表

番号	年月日	項目	目的・内容等	金額
領収書 1	R 5. 2. 24	広報費	広告掲載料 (5/11号、7/13号、9/14号)	704, 550 円
領収書 2	R 5. 5. 12	広報費	タウンニュース港南・栄区版 5/4 号市政報告掲載料	139, 700 円
領収書 3	R 5. 6. 30	広報費	タウンニュース港南・栄区版 6/29 号市政報告掲載料	183, 700 円
領収書 4	R 5. 9. 8	広報費	タウンニュース港南・栄区版 8/31 号市政報告掲載料	151, 800 円
領収書 5	R 5. 11. 7	広報費	タウンニュース港南・栄区版 12/26 号市政報告掲載料	234, 850 円
領収書 6	R 5. 12. 8	広報費	タウンニュース港南・栄区 Web 版「政治の村」11 月掲載料	11, 385 円

領収書 7	R 6. 1. 5	広報費	タウンニュース港南・栄区版 1/1 号市政報告掲載料	131,648 円
領収書 8	R 6. 1. 31	広報費	タウンニュース港南・栄区版+WEB1/18 号市政報告掲載料	68,750 円
領収書 9	R 5. 6. 27	広報費	タウンニュース神奈川区 6/15 号市政報告掲載料	234,850 円
領収書 10	R 5. 8. 23	広報費	タウンニュース神奈川区 8/10 号市政報告掲載料	240,350 円
領収書 11	R 5. 10. 30	広報費	タウンニュース神奈川区 10/26 号市政報告掲載料	234,850 円
領収書 12	R 6. 1. 5	広報費	タウンニュース神奈川区 1/1 号市政報告掲載料	225,500 円
領収書 13	R 5. 8. 7	広報費	タウンニュース港北区 7/20 号市政報告掲載料	125,400 円
領収書 14	R 5. 9. 14	広報費	タウンニュース港北区 9/7 号市政報告掲載料	125,400 円
領収書 15	R 5. 12. 8	広報費	タウンニュース港北区 11/9 号市政報告掲載料	125,400 円
領収書 16	R 6. 1. 5	広報費	タウンニュース港北区1/1号市政報告+web掲載料	225,500 円
領収書 17	R 6. 3. 8	広報費	タウンニュース港北区 2/22 号市政報告+web 掲載料	235,400 円
領収書 18	R 6. 3. 25	広報費	タウンニュース港北区 3/28 号市政報告+web 掲載料	235,400 円
領収書 19	R 5. 9. 8	広報費	タウンニュース戸塚区版 8/24 号市政報告掲載料	172,700 円
領収書 20	R 5. 10. 24	広報費	タウンニュース戸塚区版 10/19 号市政報告掲載料	172,700 円
領収書 21	R 5. 11. 28	広報費	タウンニュース戸塚区 11/23 号市政報告掲載料	172,700 円
領収書 22	R 5. 12. 25	広報費	タウンニュース戸塚区 12/21 号市政報告掲載料	172,700 円
領収書 23	R 6. 2. 9	広報費	タウンニュース戸塚区 1/25 号市政報告掲載料	173,250 円
領収書 24	R 6. 3. 8	広報費	タウンニュース戸塚区 2/22 号市政報告掲載料	173,250 円
領収書 25	R 6. 3. 25	広報費	タウンニュース戸塚区 3/28 号市政報告掲載料	173,250 円
領収書 26	R 5. 10. 30	広報費	タウンニュース鶴見区 10/19 号市政報告掲載料	234,850 円
領収書 27	R 6. 2. 28	広報費	市議団 こんにちは横浜市議団ビラ 1 月特別号裏面	1,676,345 円
領収書 28 ～ 領収書 45	R 5. 8. 1 ほか	資料購入費	日本の息吹・メールマガジン他年間資料代 (18 件)	各 10,000 円
領収書 46 ～ 領収書 54	R 5. 9. 4 ほか	研修費	倫理研究所法人会費 (令和 5 年 6 月分～令和 6 年 2 月分)	各 10,000 円
領収書 55	R 6. 1. 29	研修費	倫理研究所法人会費 (令和 6 年 3 月分～令和 6 年 5 月分)	30,000 円

領収書 56	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 宿泊費	15,880 円
領収書 57	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 宿泊代	15,880 円
領収書 58	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 宿泊代	15,880 円
領収書 59-1	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 知覧特攻平和会館入場料	1,500 円 (1 名分充当) 500 円
領収書 59-2	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 知覧平和ミュージアム入館料	1,500 円 (1 名分充当) 500 円
領収書 60-1	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 ガソリン代	2,135 円 (1/3 充当) 711 円
領収書 60-2	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 ガソリン代	2,135 円 (1/3 充当) 711 円
領収書 61-1	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 レンタカー代	18,876 円 (1/3 充当) 6,292 円
領収書 61-2	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 レンタカー代	18,876 円 (1/3 充当) 6,292 円
領収書 62	R 5. 7. 27	調査研究費	7/26～27 鹿児島市 火山灰対策・観光農業公園視察 駐車場代	4,280 円

※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

請求の内容

1 請求の趣旨

市長は、市議員に対して毎月 55 万円の政務活動費を支給しています。昨年 7 月に令和 5 年度の政務活動費の領収書が公開されましたが、市会事務局は日付と金額のみをチェックしており、詳細な確認は行っていません。私たちが令和 5 年度の領収書をチェックしたところ、不適切な使用が多数確認されましたが、市長は返還請求権を行使していません。

市長が返還請求権を行使しないことで、市議員の政務活動費の不適切使用が容認され、市税の無駄遣いが発生している可能性があります。これは違法・不当な行為です。市長は職員に対してチェック機能を働かせるよう指示する義務があり、不適切使用については返還請求権を行使し、市財産の回復をすべきです。

2 使用が適切ではない領収書について

(1) その 1

議員が 70 万円を超える高額を現金で支払い、その領収書も手書きというものがあります。高額を現金で支払うことは市民感覚としてありえず、手書きの領収書は信用に値しません。ほとんどの議員は金融機関を通して支払っています。市長は返還させるべきです。また、令和 4 年度末に翌年度分を支払っている事例が確認されており、明らかに市に返還すべき税金です。

(2) その 2

タウン誌への支払いが令和 5 年に総額 6,600 万円となっており、前年度は 8,000 万円を超えていました。タウンニュースはフリーペーパーですが、政務活動費を通して税金が投入されています。市民はこの事実を知りません。政務活動費がタウン誌掲載に過剰に使われていることを市長はチェックし抑制する義務があります。

(3) その 3

日本会議という団体からの資料購入として 20 名の議員が同じ資料を購入していました。同じ資料を皆で購入する必要はありません。

本来は会費として領収書をかかねばならないが、わざと資料代としています。

(4) その 4

議員が倫理研究会なる宗教団体の会費を支払っていました。自身の「精神修養」のための活動に政務活動費は使えません。

(5) その 5

3 名の議員が令和 5 年 7 月 26 日から 27 日にかけて鹿児島市へ視察旅行に出かけまし

た。内容は鹿児島市役所で火山灰対策の説明を受け、施設を見学しホテルに宿泊、翌日に知覧特攻平和会館と鹿児島市観光農園をめぐるというものでした。しかし、鹿児島市火山灰対策課での対応が2時間30分、知覧特攻平和会館の見学は90分、観光農園での鹿児島市からの説明はたった10分という極めて短時間のものでしかないのに、宿泊ホテルは皇族も宿泊する高級ホテルに宿泊していました。

鹿児島市の火山灰対策課はインターネット上に施策を詳しく掲載していますが、短時間で見て回ることはできません。観光農園の視察に行き、説明は10分で良いとするのは、あまりにも失礼な行為です。この視察に関して情報公開請求をしたところ、議長から「不存在」との不開示決定を受けました。職員によると、記録を作成し資料などを議員が持っているが、議長に提出されていないので所持していないとのことでした。

横浜市の「政務活動費の手引き」には「宿泊をともなう視察」を実施した場合には記録を整えておく必要があるとありますが、議長に提出する規定がありません。これでは視察旅行の成果が市民に届けられません。市長は「視察報告書」の提出がない以上、政務活動費の使用を禁止すべきですが、そのような措置はとっていません。

神奈川県議会では、宿泊をともなう視察を行なった場合には報告書を提出することになっており、政務活動費の公開と同時に公開されています。市長は「宿泊をともなう視察についての書類・資料」を議長に提出させる義務があります。

議会事務局は、議員の「記録を作成し資料などを保管する義務」について「監査や裁判になったときのため」と説明していますが、「視察報告書」は議員が得た見解や知見を広く市民に伝えるためのものであり、職員の認識は間違っています。

政務活動費の不適切使用について、市長は返還請求をすべきであり、市財産がきちんと回復されることを望みます。

見解書

令和 7 年 4 月 17 日 議会局

1 結論

政務活動費における返還請求に関する措置請求については棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2 政務活動費について

(1) 地方自治法の定め

政務活動費については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」としています。

同条第15項で「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録…をもつて議長に報告するものとする。」とし、同条第16項で「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」としています。

(2) 条例の定め

法の規定を受けて、横浜市においては、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年 2 月横浜市条例第 3 号。以下「条例」という。）を制定しています。

条例の趣旨は条例第 1 条で規定され、政務活動費は、条例第 2 条で、議長の定めるところにより、会派については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ交付するとしています。

交付の額及び方法については、条例第 3 条で議員 1 人当たり月額550,000円を毎月 1 日に交付するものとしています。

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第 4 条第 1 項に基づき別表で定めており、「調査研究費」の項で「市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費」、「研修費」の項で「研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費」、「広報費」の項で「会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費」、「資料購入費」の項で「会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費」としています。

同条第2項では「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。」とし、同条第3項で「会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。」としています。

また、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、条例第6条第1項で、議長に収支報告書等を提出しなければならないとしています。

(3) 規則及び規程の定め

条例の施行について必要な事項は、横浜市区政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月横浜市規則第31号。以下「規則」という。）で定められ、交付申請（第2条）、交付決定（第3条）、交付請求（第5条）など、政務活動費の交付に関する手続を規定しています。

また、手続の詳細については、横浜市区政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月横浜市区規程第1号）で定められており、収支報告書の様式（第6条）及び収支報告書等訂正届出書の様式（第8条第1項）などを規定しています。

(4) 政務活動費の手引き

政務活動費の概要、政務活動費に関する諸手続及び政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方につき、横浜市区では「政務活動費の手引き」（以下「手引き」という。）を定めています。

年度終了後の手続について、手引き第2章で、毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書及び領収書等の写しを議長宛て提出することとし、その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長宛て返還することを規定しています。

政務活動費を充てることができる範囲の考え方について、手引き第3章の「1 原則及び指針」では、(1)政務活動費執行に当たっての原則として「①条例に定める、政務活動費を充てることができる経費の範囲内の内容であること、②当該活動の必要性があること、③当該活動に要した金額やその態様等に妥当性があること、④適正な手続がなされていること、⑤充当についての説明ができるよう書類等が整備されていること」を規定しています。また、(2)実費充当の原則として「政務活動費は、当該活動に実際に要した費用（実費）について充当することを原則とします。」とし、(3)按分に当たっての指針として「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私的な活動には充当できません。充当する経費の一部にこれらの支出を含む場合は、従来のとおり按分が必要となります。」とし、按分する場合の考え方を規定しています。

条例第4条第1項及び別表で定められている項目については、手引き第3章の「3 政務活動費 費目別充当経費の例示」で、費目別に充当経費の例を挙げており、「1 調査研究費」では「交通費・宿泊費」、「2 研修費」では、「会費その他の出席者負担金」、「3 広報費」では、「広報紙（誌）作成費」、「広報紙（誌）送料、配

布料」、「8 資料購入費」では、「図書等（書籍、映像ビデオテープ・DVD・CD等）購入費」、「新聞雑誌購読料」が例示されています。

3 政務活動費の充当の適法性の判断について

- (1) 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例別表に定める項目に該当する必要があるところ、最高裁平成25年1月25日判決（平成22年（行ヒ）第42号）では、平成24年法改正前の政務調査費に関する事例につき、「本件使途基準が調査研究費の内容として定める「…経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」としています。このことは、法改正後における政務活動費についても同様に判断されます（金沢地裁令和2年10月19日判決（平成28年（行ウ）第3号））。
- (2) 本件使途基準における調査研究のための必要性の判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とされています（最高裁平成22年3月23日判決（平成21年（行ヒ）第214号））。
- (3) 地方公共団体の歳出につき、法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」として会計年度独立の原則を規定しています。この原則が政務活動費に適用されるかについては、さいたま地判平成29年8月30日（平成27年（行ウ）12号）及び東京高裁平成30年4月18日（平成29年（行コ）第302号）において、「任意団体としての性質を有する議会の会派の支出について、地方自治法208条等の適用ないし類推適用があると解するのは困難である。」としています。したがって、政務活動費については、支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要するものではありません。
- (4) 広報費については、岡山地裁平成28年10月26日判決（平成27年（行ウ）第3号）で、「広報費（議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費）が支出項目として掲げられているのは、政務活動費の支給対象となる議員が、議会活動や市政について、住民への情報発信を行うために要する経費を、議会活動に資するために必要な経費として認める趣旨と解される。したがって、広報費として認められるか否かの判断に当たっては、その支出が議員報告に関する支出であるか、その方法が合理的であるといえるか、支出額が内容等に照らし相当といえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。」とされています。

4 政務活動費の充当の適法性について

(1) 請求人の主張「その１」について

ア 請求人は、広報費として70万円を超える金額を現金で支払い、かつ、領収書も手書きであり、信用性に欠ける、と主張しています。

しかし、請求人が主張する事実から、領収書の信用性に欠けるとはいえない上、現に領収書どおりにタウン誌が発行されていることから、支払い方法や領収書の記載から、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

イ 請求人は、令和４年度の政務活動費として、令和５年２月24日に令和５年度分の広報費を支払っている、と主張しています。

しかし、上記３(3)で述べたとおり、政務活動費については、支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要するものではない上、計画的かつ効果的な広報のためタウン誌に掲載する枠を確保する必要がある場合もあるため、令和５年度中に発行されるタウン誌への記事の掲載に対する支出について、令和４年度分の政務活動費を充当することができるといえます。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(2) 請求人の主張「その２」について

ア 請求人は、広報費としてタウン誌に総額で6,600万円が支払われている、と主張しています。

しかし、タウン誌への記事の掲載が、議会活動や市政に関する政策等を市民に周知するための広報である場合は、広報費として、掲載料に対して政務活動費を充当することが認められており、単にその金額の多寡のみによって違法又は不当な政務活動費への充当ということはできません。また、上記３(4)で述べたとおり、広報費としての充当が認められるかの判断については、その支出が議員報告に関する支出であるか、その方法が合理的であるといえるか、支出額が内容等に照らし相当といえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するかによって判断されるところ、掲載された記事は議会活動や市政に関する政策等と市民に周知するためのものであり、タウン誌が広く市民に読まれていること、支出額もタウン誌の発行元の掲載料金表に照らして相当であるといえることから、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

なお、令和６年１月31日付け市政報告掲載料（１月18日号）68,200円及び振込料550円分の広報費については、当該会派から、収支報告書を修正し当該広報費を返還する旨の申出があり、現在、手続を進めているため、返還請求の基礎を欠くこととなります。

イ 請求人は、タウン誌の掲載は、政務活動とはほど遠い自己宣伝でしかない、と主張しています。

しかし、タウン誌に掲載された記事は、議会活動や市政に関する政策等を市民に

周知するための広報であり、自己宣伝でしかないということはありません。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(3) 請求人の主張「その3」について

ア 請求人は、資料購入費として同一団体から20名の議員が同じ資料を購入しているが、同じ資料を購入する必要はない、と主張しています。

しかし、個々の議員が必要に応じて同一の資料を購入したのであって、同一団体から20名の議員が同じ資料を購入していることのみをもって、直ちに購入の必要性を否定することはできません。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

イ 請求人は、資料購入費として充当されているが、会費とすべきである、と主張しています。

しかし、月刊誌として毎月資料が郵送されてくるものに対する対価であるため、図書購入費又は新聞雑誌購読料に当たることは明らかなです。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(4) 請求人の主張「その4」について

請求人は、研修費として啓発団体の会費が支払われているが、自身の精神修養のためであり、政務活動費を充当すべきでない、と主張しています。

この点につき、当該議員より収支報告書を修正し、本研修費に係る費用を全額返還するとの申出があり、現在、手続を進めているため、返還請求の基礎を欠くこととなります。

(5) 請求人の主張「その5」について

請求人は、調査研究費として視察に要した費用につき、視察報告書の提出がない以上、政務活動費を充当すべきでない、と主張しています。

しかし、政務活動は、会派又は議員が自らの責任において適切に実施し、政務活動費の交付を受けるに当たっては、条例、規則、規程、手引き等に基づき適正な手続を経るべきものです。また、本件調査研究費は、条例別表において、政務活動費を充てることができる経費として規定されている調査研究費の範囲の中で充当されたものであり、条例第6条に基づき議長への収支報告書の提出を受けています。

なお、宿泊を伴う視察等については、手引きの「4 政務活動費の支出に当たっての留意事項」エ(イ)において、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておくことを求めており、本件においては住民監査請求がなされたことから、議員から当該記録が資料として提出されましたが、視察報告書の提出は、政務活動費の充当の要件ではありません。

また、請求人は、「観光農園の視察にいき10分の説明で良いとするのはあまりにも失礼な行為」としています。しかし、事実証明書その5の2枚目の「行程表」において鹿児島市観光農業公園（グリーンファーム）の視察時間は「13：00～14：00」

としており、3枚目の「質問事項」においても「2鹿児島市観光農業公園（グリーンファーム）について」の項で、「※なお、本項目については10分程度ご説明をいただければと思っています。ご説明をいただいた後に、自由に見学をさせていただく予定です。」としていることから、視察の実施自体は1時間程度の時間を予定していたものです。実際、議員にヒアリングしたところ約1時間程度視察を行ったとのことでした。したがって、視察報告書の提出がないことのみをもって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

5 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却されるべきものです。

陳述の概要

※請求人及び関係職員による陳述の概要
※氏名等は不表示処理をしています

1 請求人の陳述

○ X請求人

まず、追加資料で出しました令和6年市会運営委員会の記録を見ていただきたいんですけども、これは令和6年、去年の3月18日ですから、前年度なんですけどね、私ども、タウンニュース社の問題で、請願をYがした事案なんですけれども、今回タウンニュース社の問題がその1、その2に入っていますので、その説明をしたいと思っています。

それで、前年度の3月にタウンニュース社の領収書が、どういう領収書かというと、A議員のこれ、明らかにおかしいんですよ。3月31日、年度末の3月31日ですね、翌年度の5月5日と6月2日号を載せるという契約を結んで、30万払ったとされていますけれども、収入印紙が貼ってないんです。これ、本来200円の印紙を貼らないと違法なんですけれども、貼ってない。貼ってない以上、こんなもの認めるほうがおかしいんですよ。しかも、年度末に、3月31日に翌年度の5月5日、6月2日というふうにいっているんですけども、5月5日の記事には載っていなかったんです。6月2日も載っていません、これ。

明らかにおかしいんですけども、このとき、3月18日のとき（市会運営委員会）に、B議員が、今度市長に出るといっている人なんですけれども、この人が適切だと、議会のほうで適切な運用だということで、この問題を、何というかな、押しつぶしたんですね。どう見ても、30万、返すお金なんです、横浜市に。

市長がそれに対しても全く対応しなかったんですけどね。私のほうで市長に、こういう事態になっていますよということで請願書を出して、市長の対応をお願いしたんですけども、市長自身、何も対応しなかったということがあって、もはや、議会の側で自浄能力がないということは明確になりましたので、平成5年度ですね、今回はこちらのほうで監査請求にもっていくことにいたしました。

それで、その1で監査のほうで出した領収書なんですけれども、2枚の領収書があります。2023年2月24日、70万4,550円。10月25日に、Cと名乗って、70万4,550円を払っているんですけども、これ、誰が見ても同じ字なんですよね。それで、そもそも、2023年2月24日に、これも翌年度なんです。翌年度の記事を5月11日、9月4日、実はこれは自民党市会議員団になっているので、誰のものか調べられないんですよ。本来なら、「C」というふうに、ここで書いてありますように、C議員の、今の議長ですね、議長の名前が書いてある場合は、戸塚区ですから、戸塚区のタウンニュースの過去に遡ってみれば、「あ、この人確かに載っているね」ってわかるんですけども、自民党横浜市会議員団で、名前消していますから、全くわからないんです。

で、そもそもこれは、わかりますよね、2023年の3月30日は市会議員選挙です。だから、C議員は、さすがに自分の名前を書くわけにはいかなかったんですよ、選挙で受かるか落ちるかわからないですから。それでもうつというね、こんなことが許されていていい。許されないです、こんなこと。しか

も、これはだから、前年度のものなんですけど、令和4年度のものになるんですけれども、実行行為は令和5年度ですから、令和5年度で見ていかなきゃいけないんですけれども。

その上で、こういう70万4,550円を、今ほとんどの議員は、タウンニュース社の支払いは銀行振込なんです。70万4,550円を現金払いしているということなんですよ。これ、何も書いていないんですけれども、本来、振り込むんだったら、振込用紙が入っていますから、振り込むはずなんです。振込用紙を載せるはずなんです。そんなものを認めるのか、と。

それと、これね、政務活動というのは活動をやった後の、政務活動をやった後の活動を確認した上で払うんです。予約するようなものじゃないです。だから、こんな70万4,550円というのは、本来は、本当に払っているんですかという話で、疑問にもつぐらいなんですけれども、そういう意味でこれは、もはや認めるべきではないですね。返還を要求するというのは、市長として当然だと思います。

それと、その2にいくんですけれども、タウンニュース社に対する支払いなんですけれども、すごいんですよ。今回、令和5年度で6,676万円、335件で、1件当たり約20万ですね。払っていることわかりまして、政務活動費全体の5億円のうちの10%以上はタウンニュース社の支払いに終わっているという実態がありまして、これは市長が何も言わないのかということです。市長はやっぱり、追加資料にも載せたんですけれども、こういうふうに、これ（タウンニュースを掲示）、市長さんはただなんです。議員さんはこれ、30万円払うんです。自分の政治的な役に立っているんですよ。政治宣伝になっているので、ものを言わないんじゃないかというふうに考えざるを得ないんですけれども、市長はそうではなくて、やはり、政務活動費の実態はちゃんと把握されて、適切に対応すべきだと思います。

実は、私がこの問題を取り上げてから、保土ヶ谷出身の議員さんはほとんど載せなくなったんですよ。たまに、D議員だとかE議員、正月の元旦号に載せるぐらいで、ほとんど載せません。それで、自民党のF議員は、こういうもの（リーフレット掲示）を作って、これ、追加資料で出したかっただけなんですけど、自身でこれだけのものを作って配っているんですよ。本来広報なんです、これが。広報活動はこういうものじゃなきゃいけないと思うんです。タウンニュースの場合は、自分の写真と、原稿用紙1枚、2枚の中に、横浜市会のことをちょっと書いていけばいいんです。これとこれと比べても、全く、比べようがないですね。自己宣伝のものです。

そういうことに政務活動費が使われているということは、やはり、議員の皆さん、反省すべきだし、市長として、税金ですから、こんな不明瞭な領収書を出してやっているような企業は、市長、かわっちゃいけないですよ。この領収書、本当にどういう領収書なんだと、市長が追及しなきゃだめですよ。

ちなみに、これは自民党さんのほうなんですけれども、自民党さんは、政務活動費の半分は、55万円のうちの半分ですね、事務費、事務員のお金、それから家賃に使っているんです。55万の半額は、幾らですか、27万ですね。ところが、これ（タウンニュースを掲示）を一本うつと約30万近くです。政務活動をやっていないんですよ。こんな実態ですよ。実際月に、月にですね、40万、50万うって

る人もいますから、その方はそれ以外やっていないんです。それで政務活動をやっていますと言えるんですか。

タウンニュースというのはフリーペーパーですから、チラシですよ。スーパーなんかで配っているようなチラシです。それに載せるために税金を8,000万、6,000万使っているんですけども、市民は知らないですよ。これ、市長と同じでね、ただだと思っている市民が多いです。そういう実態を無視されて、知ってか知らずか、曖昧にしているということは、横浜市にとってあまり、よろしからぬと思いますので、至急、きちんと対応していただきたいと思います。

次にいきます。それで、日本会議の問題ですけども、これ、追加資料に「入会のご案内」というのを入れたんですけども、資料提供という項目はないんですよ。正会員から維持会員、篤志会員、議員会員、女性会員、支援会員、これしかないんです。多分、議員会員が1万円だと思うんですけども、さすがに自民党さんは会費じゃまずいだろうということをお考えになったんでしょうね。それで、メールマガジンを年間資料代として、資料購入費になっているんですよ。同じものを20人の議員が買う必要ありますか。同じ資料を、幼稚園じゃないんですから、資料購入費だったらね、1人買ってみんなで見りゃいいんですよ。インターネットで流れているんですから、20人の議員がわざわざ買う必要ないでしょう。

というふうになるんですけども、実はもっと深刻な問題がありまして、これね、会費なんです。会費を徴収するのに、日本会議と事務局と、ま、神社本庁ですね、日本会議と議員がはかって、会費としての領収書を書かないで、資料代として領収書を書いてくれと。書きますと。で、こう出ているんですよ。そうしますと、これは詐欺です。

こういうことはですね、令和5年度だけじゃなくて、令和3年度のほうも資料として聴取していますが、毎年やっているみたいですよ。これは議会事務局のほうでなんで問題視しないのかわからないですけどね。

日本会議の活動、よくわかりませんが、知らないけれども、本来、個人の責任で入るべきもので、政務活動費を使う必要はないと思うんですけどね。

それと同じで、倫理研究所というところで、G議員が毎月1万円払っているということで、領収書が出ています。それで、この人は正直に会費だというふうに書いて出していますよね。会費はだめなんです。政務活動費は本来、会費を認めてはいけないんです。倫理研究所というのはもともとPL教団らしいですよ。PL教団の精神修養みたいなことをやっているんでしょうけれども、そこの研究所の月会費を政務活動費として払っているというのは、やっぱり認めちゃいけないと思います。

それで最後ですね、これ、視察報告書がない。

まず、追加資料で出しています。川崎市の支出伝票ということで、これは、今回、川崎の市会に行って取ってきました。川崎市はですね、何というかな、ちゃんと、公開するにしても、調査研究費ということで、調査研究費、広報費ということで、科目ごとに分けて提示してあるんですよ。だから

すごくわかりやすいんです。支出伝票ということで、これ、去年の仙台の緑化フェアですね、行った報告書、宿泊を伴う視察なんですけれども、行政視察報告書ということで、この議員さんは約 10 ページの報告書を出しています。これが一緒に調査研究費の中に出ているんです。

これと比べると、横浜市はほんと、横浜市のやり方はほんと不親切で、今回出しています鹿児島火山灰対策を見学するという出でしてある証拠書類、調査研究費ということがありますがけれども、これ、私のほうでまとめたんで、全部五月雨的に入っているんですよ。大体、7 月ですから、6 月から 7 月の全て見ないとわからないようになっている。だから、宿泊代から旅費ですね、飛行機代、特攻平和会館に入るためのお金とかね、全部五月雨に入っていて、何が何だかわからないんですよ。レンタカー代もありますね。それから最後、羽田に車で行ったみたいで、羽田の駐車場代があるんですけれども、僕ら一般的に見ても、どれがこの視察に使ったお金なのかかわからないようになっているんです。

しかも、これ、恐ろしいんですけれども、報告書を出してほしいということでお願いしたところですね、報告書は議会のほうに、報告書はこれ、実はすごく……これですね、報告書はあるんですよ。議員は作んなきゃいけないです。一応、議会の政務調査費、政務活動費を扱った冊子があるんですけれども、「宿泊を伴う視察等について」ということで、「記録の保管」というのがある。それで、「視察を行った場合、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。」、これ、意味わかりますか。

普通は議長に提出するんです。この中で実は恐ろしいのは、議長に提出されてないんで、公文書じゃないと、公開の義務がないということで、公開を拒否されたんです。今、情報公開にかかっていますけれども、じゃあ何で作るんですかと。これが恐るべきなんですけれども、「整えておく必要」って何ですかと。監査だとか裁判にかかったときに、身の潔白を示すためだと。これ、事務局の方の説明ですよ、議会事務局の。実はね、この 17 ページの規定というのは、そういう内容が含まれている。普通はですね、議長に提出して、何というかな、調査費ということで見せなきゃいけないんですよ、本来。

そういう事態になっていまして、私はですね、報告書は見せられないと。今回、こちらのほうに見せるかもしれませんが、監査にかかったら見せると言っているんですから。こんなふざけた規定を作っけ、市民を愚弄している。報告書を市民に見せられないんだったら、やっぱり政務活動として認めるべきじゃないですよ。

実際、よく、これね、恐るべきなんですけれども、私が今回提示している話で、鹿児島の、3 人の議員が鹿児島に行ったんですけれども、ホテル、これ、鹿児島で一番高いホテルなの。1 万 5,880 円で領収書が出ていますけれども、トリバゴでパッと調べても、SHIROYAMA HOTEL というのは鹿児島では最高級のホテルなんですよ。それで、皇族なんかが泊まるようなホテルなんです。そこにわざわざ泊まって、それで、火山灰対策のために、3 時間ですよ、市役所で話を聞いて 3 時間。翌日は、知覧の特攻隊の戦死者をまつる博物館ありますよね、平和祈念館。そこに 1 時間程度いて、それで、もっとひどいのは、鹿児島の観光農業ってあるんですよ。観光農園ってあるんですけれども、実は鹿児島市

が、単なる観光じゃなくて、どういう農法が必要なのかということで一生懸命やっている施設なんですよ。それをね、10分でいいと。これは失礼じゃないですか、はっきり言って。相手が本当に一生懸命やっているところを、説明は10分でいいなんて言うやついないですよ。そういうことを平気でやっている。それで観光農園へ行って1時間ですよ。食事ただけですよ、多分。これは僕の予想なんです…。

だから、それにね、知覧の博物館にですね、税金をごまかして行くようなところですか。特攻隊の人たちがほんと、泣きますよ。身銭切って行くべきです。

こういうひどい旅行を政務活動として認めるのか。私だったらね、こうしますよ。トリバゴ見れば、鹿児島に5,000円のホテルあるんです、いっぱい。5,000円か6,000円で泊まれるんです。一応1万5,000円宿泊で使うんだったら、2泊3日なり3泊4日で、1万5,000円使って、鹿児島市の火山灰対策見ますよ。

鹿児島の火山灰対策なんて、3時間で話を聞いて終わる話じゃないですから。各家庭に収集して、ね、それを最終処分場まで持っていくんですよ。最終処分場をどうやって運営しているかといえば、あれは廃棄物じゃないんで、埋立てはできるんですよ。だけど、一番大事なところでしょう。そこまで行って、だって、横浜市に富士山の火山灰が舞ってきたらね、どこに処分するかという話になるわけだから、最終処分場まで見るべきですよ、じかに。だから、こんなのインチキですよ。

とりあえず私は、これは報告書が出ない以上は政務活動費として認めちゃいけないというふうに思います。

それで監査の方にぜひお願いしたいのは、私どもは、Yさんも含めて、陳情・請願を令和4年から5年、6年と何回もやっているんですよ。でも、全く聞き耳も持たず。これはやはり第三者である監査委員の方々がきちんと対応していただくしか、これを改善する余地がないと思います。

一応僕が言いたいことはそのぐらいにして、Yさん、何かあったら。

○ Y請求人

私は、3月18日に請願の審査をするということで、適正使用についてちゃんとやってほしいというふうな請願を出したんですけど、私も傍聴したんですけども、審査があるということで。そして、B委員含めて、みんな、何の、その内容も検討しないで、こちらとしてはやっぱり、きちんと領収書を出して、視察したり使ったものについての内容をきちんと提出してくれるようお願いしたいというようなことを出したんですけど、「一応適正にやっている」という一言で、みんな不採択にされたんですよ。

だから、検討もしないし、内容にも一切関わらないで、こんなふうなね、一斉に各党が、それでB委員含めて、B委員は次期市長選に出るというようなお話も聞いていますし、それからC議員もなんか、一旦はどうのとかって話もありましたけど、なんかまたいろんな行動をされているようで、そういう人たちが市長候補であるということがね、これほどの市民の税金を曖昧に、それで不透明に使っ

ている人たちが市長候補になるのかということを考えると、とっても横浜市議会が心配でなりません。

だから、ぜひ、私たちが請求した内容についてきちんと監査していただいて、まず、返すべきものは返していく。職員の方もきちんと精査して、それで、これはちょっと問題だと思うようなことは、ちゃんと意見を言っていくと。議員の言いなりになるというのは職員の立場じゃないと思うので、やっぱり監査の人たちがしっかり、市民の税金を使っていると。高額の税金を使うと。それも、ちょっとした端っこの広告で30万とかね、政務活動費で終わっているとか、そんな市議会の運営はあってはならないと思いますので、ぜひ、もう一度しっかりね、監査の方たち含めて、職員の方含めて、議員含めて、襟を正してほしいと思っています。

そのためには、やっぱり、報告書を出すと。議長に出すと。どういう仕事をしたかという内容をちゃんと書いて出すと。それを市民が見られるようにすると。それが今の時代の当たり前だと思うんです。透明性、隠すことが好きな市議会ですけど、市長ですけど、そういうことはもう変えていってほしいというふうに思っています。以上です。

○ X請求人

いいですか。じゃあ、すみません、追加で。

実はそのB議員の件なんですけれども、追加資料で出していますけれども、これ、慶應義塾大学の通信制なんですよ、通信制の新入生ということで、学費12万円払っているんです、政務活動費で。こんなことしちゃいけないですよ、ほんと。

それから、今定期購読しているかどうか不明なんですけれども、令和4年度までは、世界統一教会の関係のお金を使っていますね。今まで、誰も、ほっかぶりしていますけれども。

それで、私が政務活動費を見ながら、閲覧しながらですね、議会の職員の方と話をしたんですけれども、何というかな、ものを言えないような環境になっているみたいです。「この領収書どうですか」ということで見せて、聞くんですよ。今はちょっとシステム変わったんで、前までは議会の7階に行って見るんですけどね。で、「これは間違っているんじゃない」というふうに聞くと、「そんなこと言ったらクビになる」という。だから、下手するとね、議会事務局の職員に全員アンケートを取れば、議員の方々から圧力がかかっているんじゃないの、圧力かけられているのかなという感じがしますよ。

やっぱりものを言えない職員じゃ困りますので、正しいものは正しいし、間違ったものは間違いで、「こんなものだめですよ」ときちんと意見を言いながらやっていかないと。この政務活動費というのは膨大な作業ですから、あんまりものを言えないということは、やっぱりよくないですね。ものを言えなかったら、これ、正しく直すことできないです。

やっぱりインターネット公開にして、市民が誰でも見られる環境じゃないと、こういう不埒な領収書を出してごまかしていくような体制がいつまでも続くと思います。

横浜市は特別市ということで、神奈川県と川崎市に並ぶというふうに言っているんですけども、神奈川県はインターネット公開を昨年度からやっています。それで、川崎はまだそこまでいかないんですけども、公開は丁寧ですよ。広聴費とか調査費なり、全部項目ごとに分割して提示しますからね、ほんとわかりやすいんです。横浜市のほうは全くわからない。こんな状態でどうして横浜市が神奈川県と川崎市と並んで特別市になれるんだと。あの議会の今のこの体制は、やっぱり何とかしなきゃいけないです、ほんと。ということで、よろしくお願いします。じゃ、終わります。

2 監査委員から請求人への質問

○ 前田監査委員

横浜市以外の政令指定都市というと、神奈川県でも当然相模原市があったりしますが、それとの比較はされたんでしょうか。

○ X請求人

いや、相模原はですね、政務活動費はそもそも10万ぐらいなんです。タウンニュースなど、うっていません。

○ 前田監査委員

川崎市はどうでしたか。

○ X請求人

川崎市はタウンニュースはすごいです。横浜よりもすごいんじゃないですか。議員さん、1人の議員さんを追っかけたんですけども、川崎の場合は45万円なんですけど、半分はやっぱり事務費、職員手当、だから半分は20万ですよ。タウンニュースにうっています、20万を全部。だから、それしかやっていない。

だから、すみませんけれども、相模原とか横須賀の議員さんたちは、できないんですよ。タウンニュース社は、高額な政務活動費が出ている川崎と横浜と神奈川県をターゲットにして営業をかけて、大体、わかんないけど、2億はいくんじゃないですか。すごいですよ、だから。

神奈川県の場合は、実は、認めているんですよ、掲載料ということで。そのために議員が一生懸命載せていますから、すごい数になっています。私、これ、政務活動で出たらいいんですけども、ほとんど政務活動をやらないで、チラシに顔写真載せて終わっているという、これはないでしょう、いくらなんでも。

3 関係職員の陳述

○ 関係職員

それでは、見解書を用意させていただきましたので、それを読み上げる形で御説明させていただきます。

（「別紙2 見解書」に基づき陳述）

4 監査委員から関係職員への質問

○ 前田監査委員

では、前田のほうから伺います。まず、見解書1ページ目の2の(1)の一番下の行です。ここでは、「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」とあります。その透明性の確保って具体的にどんなことをお考えですか。

○ 関係職員

ここでいう使途の透明性の確保というものにつきましては、当然政務活動費というのは市民の税金に基づいたものでございますので、その使途がわかるようにすること、それが透明性の確保だというふうに考えております。

○ 前田監査委員

使途がわかるというのは、支払い先だけでなく、何のために払ったかが客観的にわかんないといけないということではないですか。

○ 関係職員

それはそのとおりだと思います。

○ 前田監査委員

要するに、その後のところのこの見解書の中に、資料として払ったからとおっしゃられていますけれども、資料に払ったことが大事じゃなくて、それが政務活動に関わるかどうか、それは客観的に把握できるかどうかではないでしょうか。そのためのまさに透明性を、どのように基準なりつくって、努めておられるのでしょうか。

○ 関係職員

今、客観性という話でございましたけれども、この政務活動費につきましては、会派、議員に配付されているものでございます。その政務活動費を充てることができる経費の範囲については、先ほどご説明させていただきましたとおり、条例で定められております。

○ 前田監査委員

いいですか。私が質問しているのはそういうことじゃないです。議員活動に必要なじゃないけいんですよね。それを客観的に把握できなければいけないんですよね。それをどうやって判断しているんですか。この領収書を見るだけで、そこまで把握できますか。

○ 関係職員

現状におきましては、会派及び議員の、議員個人の説明責任のもとになってございます。

○ 前田監査委員

いや、説明責任が客観的に担保されたものと言えるんですか。というのは、今回、請求人から領収書が出ています。手書きかどうかはとにかくとして、タウンニュースに払ったというだけでは、請求人の言うように、自己宣伝の場合もあり得るわけで、それは政務活動費から払っちゃいけないお金。とするならば、私的なものなのか政務活動なのかの客観的な区別基準はどこにあるんですか。領収書を見ただけじゃわかりませんよ。これが政務活動かどうか、私的な自己宣伝かどうか、その区別はわかりません。

やっぱり請求人が言うように、これ、金額が多いです。かなり大きいです。先ほどもあったように、小さい政令指定都市ではこんなことやっていない。とてもじゃないけど、払われな。その基準とか資料とか、そういったものはどうされているんですか。この見解書にはそんな説明が一切ないです。むしろそこが問題じゃないんですか。誰に払ったかの問題じゃないですよ。どういう目的で、それは客観的に担保されているかどうかじゃないんでしょうか、という質問です。

○ 関係職員

手引きのほうに、「政務活動費執行に当たって原則」というものがございまして、そちらにありますとおり、政務活動費の執行に当たっては、議員または会派の責任で適切に取り扱うことが原則となっております、議会局でそこまでの確認をするということにはなっていませんでした。

○ 前田監査委員

見解書2ページ目の(4)の1番目、2番目、3番目、⑤、ここには充当についての説明ができるよう書類等が整備されていることが書かれていますけれども、その書類って何ですか。どんなものを予定しているんですか。

要は、充当についての説明ができるよう書類が整備されていなければならないという書類って何を予定しているんですか。領収書だけでは不十分だという、私はそう思います。

○ 関係職員

はい。ですので、手引きのほうでまた規定しているんですけれども、16ページや17ページになりますが、議員に対し、または会派のほうで保管しておくべき書類というものを定めさせていただいております。

○ 前田監査委員

タウンニュースにまず限って言うと、タウンニュースに払っただけでは、政務活動のためかどうか分からないですよ。違いますか。

○ 関係職員

ですので、広報費についても、印刷物等とはっていただくようにはお願いしております。

○ 関係職員

会派の中で確認をして、保管して、今回のようなときにはお示しできるように、手元に保管しておくようにという定めになっております。

○ 前田監査委員

そこの書類って何ですか。

○ 関係職員

例えばタウンニュースでしたら、成果物になります。

○ 前田監査委員

はい。だから、こういう記事が載っていたと、それが証拠。

○ 関係職員

はい。それは会派、議員のほうで保管しております。

○ 前田監査委員

それっていうのは、会派がそろえておくのはいいんですけども、議会局のほうでチェックはしないんですか。

○ 関係職員

現在の定めの中では、そこまで求めているものではないです。

○ 前田監査委員

それで透明性が保たれたと言えるんですか。

○ 関係職員

おっしゃるように、今回のご指摘を受け止めて、議員の皆様とご議論していく内容になるかと思いますが、現在の定めではそこまで求めているものではなく、あくまでも議員の責任で、手元で成果物を保管していただくということになっております。

○ 前田監査委員

それはやっぱり金額が大きいと、透明性の確保ってそれなりに、ほかの小さい金額よりも重要性が増すし、チェックも必要かなと思うんですけども、その点はどうされるんですかね。

○ 関係職員

おっしゃることは、おっしゃるとおりだと思うんですが、現在の定めの中で、我々のできるところがここまでだということになっておりますので、今後、今日いただいた御意見ですとか、今回の請求の内容につきましては、議会局としてしっかり受け止めて、会派の皆様、また議員の方々と共有した上で、議論してまいりたいと考えております。

○ 前田監査委員

見解書の4ページ目の4の(1)です。そこのアで、70万円が現金で支払われた。これ、タウンニュースですかね。で、ほかの議員さんは結構振込でされている証拠が出ている。おそらく、透明性を確保するには、現金じゃなくて振込のほうが透明性は確保できると思うんですけど、その点はどうなっていますか。

○ 関係職員

今は横浜市では振込でなければいけないという規定はないです。

○ 前田監査委員

いや、そうじゃないですよ。いいですか。違法・不当ですから、不当な場合も含むんです、ここでの議論は。その規則はと言われては不当の説明にはならないんですけど、不当性についてはどうなんですか。

○ 関係職員

すみません、違法性、不当性の話という問題と、領収書の信用性の問題ですね……

○ 前田監査委員

私は信用性なんて言っていません。

現金で振り込む、ほかの方は結構、金融機関の振込書が出ているんですよ、証拠で。どうして現金で、しかもこれ、金額が高い。その点について、透明性を確保するという見地からは、現金よりも振込のほうが妥当だと思うんで、どうなんでしょうかと聞いているだけです。

○ 関係職員

領収書が手書きであってもですね、領収書として添付されている……

○ 前田監査委員

だから、その質問はしていません。私が言っているのは、振込じゃなくて現金でされていることについて、これで透明性が確保されたというんですか。領収書があればいいという、そういうお考えですか。

○ 関係職員

領収書が添付されていても透明性が確保されていないというのは……

○ 前田監査委員

違います。振込のほうが透明性が確保されていますよね、より。お金が動いたことについて、現金よりも振込のほうが透明性が確保されていますよね。というのは、これ、透明性を確保しなきゃいけないんじゃないんですか、そもそも。

○ 関係職員

先生がおっしゃるように、振込のほうがより書跡が残りやすいという意味での透明性というか、しっかりとした経費の流れというのが明確であるということは、ま、おっしゃるとおりだと思うんですけども。

○ 前田監査委員

だから聞いているんです。違法じゃないかもしれないけど、不当になりませんか。

だって、70 万ですよ。ほかの方の振込金額を見たって、数万円だって金融機関からの振込入れているんですよ。70 万が現金で渡される。やっぱり市民から言うと、この前のどっかの総理大臣の話じゃないけど、10 万円単位って決して安くはないですよ。それが平気で現金で払われるというのも、うーん、なんか、私の感覚だと、透明性があるのかなという気がしますけど。だからやっぱりそこいらは、透明性確保の見地からいったら、当不当の問題でいうならば、できるだけ振込で処理してくださいねという指導をされたことが今までありますか。

○ 関係職員

特にこれまではございませんが、今回の件を受けて検討していきたいと思っております。

○ 前田監査委員

責めているんじゃなくて、今後の検討材料をやっぱり、ちょうどいい機会だから、出してですね、おそらく透明性があれば、今回みたいな請求も出なかったかもしれない。そこがちょうど検討材料として。責めているわけではないんです。

それから 5 ページ目、(3) のア、これ、先ほど請求人からもあったんですけど、同じ団体から同じ資料を 20 名の議員が一緒に買う理由がどこにあるんだと。そもそもこれ、まず、その後に書いてあるのが、「月刊誌として資料が郵送されてくるものに対する対価であるため、図書購入費、新聞雑誌購読料に当たることは明らかなです」と書いているんですけど、ここでの問題は、誰に払ったかとか月刊誌に払ったかという問題じゃなくて、政務活動のための資料と言えるかどうかだから、これでは回答になってないんじゃないですか。

○ 関係職員

こちらにつきましては、資料購入費と会派のほうで、会派、議員のほうでうたっているのが、毎月定例的に資料が送られて来ると、また不定期に、そうですね、国政、市政等で、今後議論になり得るような内容について書かれた書籍が、事務所のほうに送られて来るものと聞いております。なので、新聞ですとか雑誌のように、各議員が事務所のほうで自分の政務活動の参考資料としてお使いいただいていると聞いております。

○ 前田監査委員

だから、そうじゃない。「聞いている」じゃ不十分じゃないんですか。客観的資料を要求して、それが本当に政務活動のための資料かどうかという判断をされたんですか。

○ 関係職員

通常、その提出資料とはなっていないかもしれませんが、今回請求を受けたことで、我々も現物を確認しているところでございます。

○ 前田監査委員

いや、それとあともう一つのさっきの質問ですけど、同じ団体から、そんな同じ資料を20名も購入したから、購入の必要性を否定することはできないかもしれないですけども、例えば、これは同じ政治団体の中であれば、例えばコピーを配るとか何とか、いわゆる政務活動費の有効利用という点で、同じものを20名も買うというのは、客観的な透明性から見て妥当ですか。

○ 関係職員

その点は、例えば、新聞の購読の場合にじゃあどうなのかということと対比していただければわかりやすいかと思うんですが、著作権の問題もありますので、コピーで、例えば回覧していいかという、なかなか我々としてはそういうことは言えないかなというふうに考えております。

○ 前田監査委員

わかりました、そういう御見解だということで。

それからあと(4)、なんか、精神修養のためとか何とかという論点ですけども、これ、返すことで申し出があったというんですけども、なぜですか。だって、正当なものなら返す必要ないわけで、なんで返還の申し出があったんですか。

○ 関係職員

こちらにつきましては、当然、議員にとっては正当なものということで、政務活動費の充当を考えておりましたけれども、今年、令和7年の2月にですね、一審判決が下されました愛媛県の訴訟がございました。現時点では係争中ではございますが、同様の内容が使途基準に合致しない違法なものと判断されたということを知りまして、疑義があるものについては計上すべきではないという判断で、収支報告書の提出を行ったものでございます。

○ 前田監査委員

結局それはたまたま今回訴訟があったからですけど、そのほかについての検討というのは、今後どうされるつもりですか。

○ 関係職員

そのほかというのは、この倫理研究会……

○ 前田監査委員

今まさに訴訟のお話されたから、訴訟の案件で適切でないというのはわかりましたけれども、それ以外にも使途が問題になる、つまり、政務活動目的ではないと言えるかどうかの問題点は、おそらく、これ、月刊誌とか資料とか幾つかあるような気がするんですけども、その点について、今後、議会局として検討される予定はあるんですか。

○ 関係職員

はい、私どもといたしましても、当然、このような倫理研究会のような例もございますので、類似するものについては、議会局でもしっかり検討を行ってですね、必要に応じて、当然議員側にもその内容を説明し、周知徹底を行っていきたいと考えております。

○ 前田監査委員

続いて5ページ目の(5)の1段落目、2段落目、3段落目の一番下のところ、「視察報告書の提出は、政務活動費の支出の要件ではありません」と、これは違法ではないという言い方はわかるんですけど、やっぱり報告書も何も出さない。それが不十分だというのは、不当の問題になりませんか。やっぱり報告書は出してもらおう。作っておけばいいんで、提出しなくたっていいだろうというんじゃ、ちょっと透明性欠くのかなと思いますけど、その点はどうですか。

○ 関係職員

その部分については御指摘の部分もあろうかと思います。現時点では、報告書は議員の手元で作成をして整えておくということになってございますが、今の御指摘のような御意見も当然あろうかと思っておりますので、その点についても今後、議会局でもしっかり検討していきたいと考えております。

○ 前田監査委員

やっぱり政務活動費は本来不透明なところがあるというので、わざわざ規定上も「透明性確保」って書いてあるので、その点について、今回いい機会だと思いますので、ぜひとも御検討をよろしくお願いします。以上です。

○ 高品監査委員

ちょっとよろしいですか。先ほどですね、報告書の件、鹿児島ですね、ございましたけど、やっぱりこれ、お金を使っているんだから、やっぱり報告書は公開するようなことにしておかないと、市民としては全然情報もないし、ただ使いましたというだけだと非常に困る話で、神奈川県とか川崎市は積極的に公開しているということです。やっぱり今後のやり方としては、公開するような方向でやられたらいかがですかね。

○ 関係職員

はい、先ほど、前田委員からの御指摘も含めまして、私どもとしても、そういった御意見もあるということを前提にしてですね、会派、議員と話をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○ 高品監査委員

あともう一つ、タウンニュースですが、今、個人個人に配っているということですよね。各人に配付しているということですが、IT がかなり成長しています、発展していますから、データでそういうのを回したらいかがですか、議員のほうに。議員がパソコンを持っていちゃいますよね。

○ 関係職員

タウンニュースの成果物という……

○ 高品監査委員

タウンニュースを、データでもらって、それを各議員に送って、それを見てもらうというのはどうでしょう。紙で配るんじゃないくて。タウンニュースは、各人に紙で配っているんですよね。

○ 関係職員

タウンニュースは、一般の市民のお宅に新聞折込で配付されているものでございます。

○ 高品監査委員

市民はいいんですが、議員のほうにも渡しているんでしょう。

○ 関係職員

議員間の共有ということにはなってございません。

○ 高品監査委員

議員のほうには渡していないんですか。

○ 関係職員

あくまでも市政を報告するものでございますので。

○ 高品監査委員

あ、そうですか。

○ 関係職員

はい。

5 請求人の意見表明

○ X請求人

今説明がありました中で、非常に皮肉を込めて書いてあるんですけども、鹿児島に、観光農業公園の件ですけども、10 分じゃなくて1時間やったと。これ、私どもわかりませんよ。要するに、議会のほう、そちらのほうでは報告書が上がっていて、1時間ヒアリングをしたというような報告を受けているんですね。私はそちらからいただいた資料しか見れませんから、10分、説明は10分でいいよ

と言われたということで10分と書いたんであって、あまりにもひどいんじゃないですか、この言い方は。自分らは資料を持っているから、1時間ですよと言える。私たちには資料をよこさないで、私が10分と言ったらね、それを逆手にとって批判するなんて、許せないですよ。

それから、いいですか、会費はだめです。それで、戻りますけれども、会費なんですよ、日本会議の。日本会議は、1万円を取るために、ちゃんと「入会のご案内」で書いてあるんです。正会員、議員会員しかないんですよ、1万円というのは。会費です、だから。そんな会費はだめです、基本的に。その会費を資料代として徴収したんですね。払ったんです。詐欺です。20名の議員が詐欺をやったということで、訴追しなさいよ、はっきり言って。

それから、70万円のものですけどね、70万を現金で払うなんていう人間はいません、市民は。そんな大金をもってね、ほったたいて渡すんですか。いないですよ。日本のどこの機関でもね、そんな金をね、70万円を払って、問題がありませんと言いますか。

それと最後になりますけれども、私は広報紙、タウン誌に載せているのが全て悪いと言っているわけじゃないんですよ。ただ、金額は破格ですから、月の政務活動費を全部使っちゃっているんですよ、タウン誌に対して。はっきり言って、誰かな、自民党の、本当なら、自民党さんにしてもそうですけれども、半分は人件費、事務費なんですよ。自分で使えるお金は27万ぐらいしかないんです。それで26万のタウンニュースへ払っちゃったら、何にも活動しないじゃないですか。そんな許されないですよ、はっきり言って。その27万円しか使えない人間が、はっきり言って、40万をタウンニュースに払っているときもあるんですよ。そういう実態を事務局は知っていながら、無視しているんですよ。私はお金の使い方として基本的に間違っていると思います。全部税金ですから。